

平成30年3月9日

土地・建設産業局不動産課

「マンション標準管理委託契約書」を改訂しました

～マンションの管理の適正化に向けて～

国土交通省は、平成29年5月に施行された改正個人情報保護法に対応した見直し、反社会的勢力の排除条項の追加、さらには管理組合とマンション管理業者の間のトラブルを防止する観点から理事会及び総会支援業務の記載の明確化等のため、「マンション標準管理委託契約書」及び「マンション標準管理委託契約書コメント」の改訂を行いました。

○内容

「マンション標準管理委託契約書」は、マンションの管理組合とマンション管理業者の間で協議がととのった事項を記載した管理委託契約書を、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第73条に規定する「契約成立時の書面」として交付する場合の指針として定めているものです。

今般、平成29年5月に施行された改正個人情報保護法に対応した見直し、反社会的勢力の排除条項の追加、さらには管理組合とマンション管理業者の間のトラブルを防止する観点から理事会及び総会支援業務の記載の明確化等のため、改訂を行いましたので、公表いたします。

○資料

- ・【別添1】マンション標準管理委託契約書の改訂の概要
- ・【別添2】マンション標準管理委託契約書の新旧対照表

お問い合わせ先

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課 堀井、松谷
電 話：03-5253-8111（内線：25-117、25-155）

F A X：03-5253-1557